

大口町告示第113号

大口町診療報酬明細書等の開示に係る取扱要領の一部を改正する要領を次のように定める。

令和6年11月29日

大口町長 鈴木雅博

大口町診療報酬明細書等の開示に係る取扱要領の一部を改正する要領

大口町診療報酬明細書等の開示に係る取扱要領(平成16年大口町告示第35号)の一部を次のように改正する。

第5条第1号イの(ア)中「国民健康保険被保険者証、健康保険被保険者証、船員保険被保険者証、共済組合員証、後期高齢者医療被保険者証」を「国民健康保険資格確認書、健康保険資格確認書、船員保険資格確認書、共済組合員資格確認書、後期高齢者医療保険資格確認書」に改める。

様式第1中

「

A 本人確認書類	1 マイナンバーカード	2 運転免許証	3 旅券(パスポート)
	4 身分証明書(官公庁等の写真付)		
	5 その他(		)
	6 国民健康保険被保険者証	7 健康保険被保険者証	8 船員保険被保険者証
	9 国民年金年金証書(手帳)	10 身体障害者手帳	
	11 写真付身分証明書(学生証、会社)		
	12 写真付の公の機関が発行した資格証明書		
	13 その他(		)

」を

「

A 本人確認書類	1 マイナンバーカード	2 運転免許証	3 旅券(パスポート)
	4 身分証明書(官公庁等の写真付)		
	5 その他(		)
	6 健康保険に係る資格確認書	7 国民年金年金証書(手帳)	
	8 身体障害者手帳	9 写真付身分証明書(学生証、会社)	
	10 写真付の公の機関が発行した資格証明書		
	11 その他(		)

」に

改める。

附 則

- 1 この要領は、令和6年12月2日から施行する。
- 2 この要領の施行の際現に交付を受けている国民健康保険、健康保険又は船員保険の被保険者証若しくは共済組合員証(以下「被保険者証等」という。)の有効

期間が経過するまでの間の当該被保険者証等の取扱いについては、なお従前の例による。

- 3 この要領の施行の際現にこの要領による改正前の大口町診療報酬明細書等の開示に係る取扱要領の規定により作成された諸様式は、この要領による改正後の大口町診療報酬明細書等の開示に係る取扱要領の規定にかかわらず、当分の間、所要の調整をして使用することができる。